

浜松市埋蔵文化財保護事務取扱要綱

平成27年9月1日 施行

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律214号。以下「法」という。)埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「省令」という。)及び浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則(平成19年浜松市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。)に基づき、市の埋蔵文化財の保護事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査のための発掘に関する指示及び命令)

第2条 規則第1条の2第2項に規定する指示の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 発掘調査を適正に遂行すること。
- (2) 発掘調査により重要な遺構等が発見された場合は、その保存について浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議すること。
- (3) 発掘調査の結果については、報告書を作成し提出するものとする。ただし、報告書作成に長期間を要する場合は、発掘調査結果概要を、発掘調査終了後6か月以内に、教育委員会に提出すること。
- (4) 埋蔵文化財発掘調査届出書で届け出た内容等に変更があった場合は、直ちに報告すること。
- (5) 発掘調査により出土した埋蔵物を、学術的な整理研究上必要がある場合、甚だしく保存上等支障がある場合、その他警察署長へ差し出すことが困難である場合は、埋蔵物の発見届及び教育委員会に提出する出土品保管証の写しを所轄警察署長に提出すること。
- (6) 教育委員会が学術上の分類、整理等のため必要があると認めた場合には、調査主体者又は調査機関が適切な場所で出土した埋蔵物を一時保管することができる。この場合において、調査主体者又は調査機関は、出土品保管証を教育委員会に提出すること。なお、当該物件が文化財に認定された場合は、当該物件に係る出土品保管証を出土文化財保管証とみなすものとする。
- (7) その他文化財保護に関し必要な事項を指示するものとする。

2 規則第1条の2第2項に規定する発掘の禁止、停止又は中止の命令に係る内容及びその基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第1条の2第1項に規定する届出の内容が次のいずれかに該当し、発掘調査が適正に行われないおそれがある場合は、禁止を命ずることができる。
 - ア 発掘担当者が、発掘調査を実施する上で、十分な知識、技術又は経験を有していないと判断される場合
 - イ 調査主体者又は調査機関が、発掘調査を実施する上で、十分な能力及び機能を有していないと判断される場合
 - ウ 発掘調査の方法が著しく適切さを欠くと判断される場合
- (2) 発掘調査が次のいずれかに該当し、調査の継続により埋蔵文化財の保護が不可能になることが明らかになった場合は、停止を命ずることができる。
 - ア 発掘調査が、適正に遂行されないことが明らかになった場合
 - イ 発掘担当者が、発掘調査を実施する上で、十分な知識、技術又は経験を有していないことが明らかになった場合
 - ウ 調査主体者又は調査機関が、発掘調査を実施する上で、十分な能力及び機能を有していないことが明らかになった場合
 - エ 発掘調査の方法が著しく適切さを欠くことが明らかになった場合
 - オ 届出内容と発掘調査の内容が、著しく異なることが明らかになった場合

(3) 前号に定める状況が改善されない場合は、発掘の中止を命ずることができる。

(遺跡の発見に関する指示及び命令)

第3条 規則第3条第2項に規定する期間及び区域を定めて現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令並びに期間の延長に係る指示の内容及び基準は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 当該土地の所有者又は占有者が、当該工事を継続する場合は、停止を命ずることができる。
- (2) 当該土地の所有者又は占有者が、当該工事を再開しようとする場合は、禁止を命ずることができる。
- (3) 発見された遺跡が重要なものであり、その保護のため引き続き調査が必要な場合は、期間の延長を命ずることができる。

(様式)

第4条 埋蔵文化財の保護事務に関し必要な届出、通知等の様式は次のとおりとする。

- (1) 法第92条及び省令第2条第1項及び第2項に規定する発掘届は埋蔵文化財発掘の届出書(第1号様式)により行うものとする。
- (2) 法第92条の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書(第2号様式)により行うものとする。
- (3) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項及び省令第2条第1項及び第2項に規定する発掘届は埋蔵文化財発掘の届出書(第3号様式)により行うものとする。
- (4) 法第93条第2項及び法96条第8項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書(第4号様式)により行うものとする。
- (5) 法第96条第1項及び省令第4条第1項及び第2項に規定する届出は、遺跡発見の届出書(第5号様式)により行うものとする。
- (6) 法97条第1項の規定による通知は、遺跡発見の通知書(第5号、第6号様式)により行うものとする。
- (7) 規則第1条の2第2項に規定する指示に係る発掘調査結果概要は、第7号様式を用いるものとする。
- (8) 規則第1条の2第2項に規定する指示に係る埋蔵物の発見届は、第8号様式を用いるものとする。
- (9) 規則第1条の2第2項に規定する指示に係る出土品保管証は、第9号様式を用いるものとする。

(その他)

第5条 この要綱の実施にあたり必要な細目は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

浜松市教育委員会 へ

住 所
氏 名

埋蔵文化財発掘の届出書

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）第1条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者（発掘調査の現場における責任者をいう。）が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、当該担当者の承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書
- 6 調査の目的（別紙の8の詳細な説明）
- 7 調査主体者又は調査機関の概要、経歴書及び発掘経歴一覧並びに調査機関の場合にあっては、その設立についての説明書
- 8 発掘担当者の経歴書及びそれを証する書面の写し（別紙の10の詳細な説明）
- 9 発掘調査計画書（詳細な発掘調査全体計画の工程表）

(別紙)

1 所在地			
2 土地所有者	住所		
	氏名等		
3 調査面積			
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
5 遺跡の名称		員数	
6 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
7 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
8 調査の目的及び調査の契機	学術研究 遺跡整備 試掘及び確認の調査 自然崩壊 その他()		
	開発等の事業に伴うもの	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()	
	備考		
9 調査主体者	住所		
	氏名等		
10 発掘担当者	住所		
	氏名		
	経歴		
11 着手予定時期	年 月 日	12 終了予定時期	年 月 日
13 出土品の処置に関する希望			
14 参考事項			

指示事項	
------	--

(注)

- 1 遺跡の種類、現状並びに調査の目的及び調査の契機欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は、その他括弧内に記入してください。
- 2 指示事項欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

浜松市教育委員会印

埋蔵文化財の発掘調査に係る指示の通知書

年 月 日付け第 号で届出のあった下記における発掘調査は、文化財保護法の趣旨を尊重し、別紙の指示事項を御了解の上、慎重に実施してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡名
- 3 指示事項（別紙による）
- 4 指示の根拠及び理由（別紙による）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

浜松市教育委員会 あて

住 所
氏 名

埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）第2条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別紙)

1 所在地	浜松市		
2 面積			
3 土地所有者	住所		
	氏名等		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
5 遺跡の名称	遺跡	員数	
6 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
7 遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
8 工事の目的等	道路 鉄道 空港 港湾 ダム 学校 集合住宅 個人住宅() 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連 事業 土砂採取 その他開発()		
	工事の概要		
9 工事主体者	住所		
	氏名等		
10 施行責任者	住所		
	氏名等		
11 着手予定時期	年 月 日	12 終了予定時期	年 月 日
13 参考事項			

指示事項	本発掘調査 工事立会い 慎重工事 その他()
------	-------------------------

注 1 4、6、7及び8の欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は、その他括弧内に記入してください。

2 指示事項の欄は、記入しないでください。

第4号様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

浜松市教育委員会印

埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書

年 月 日付けで届出のあった下記の土木工事等は、文化財保護法の趣旨を尊重し、次の指示事項により措置してください。

記

- 1 遺跡所在地
- 2 遺跡名
- 3 指示事項
- 4 指示の根拠及び理由

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

住 所
氏 名

浜松市教育委員会 あて

遺跡発見の届出書

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第96条及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号)第4条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり届け出ます。

関係書類

- 1 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
- 2 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別紙)

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
2 所在地	浜松市	
3 土地所有者	住所	
	氏名等	
4 土地占有者	住所	
	氏名等	
5 発見年月日	年 月 日	
6 発見の事情		
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()	
8 現状の変更	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
	理由	
9 出土品 (種類、形状及び数量)		
10 保護措置		
11 参考事項	開発等面積 m ²	

指示事項	本発掘調査 工事立会い 慎重工事 その他 ()
------	--------------------------

注 1 1及び7の欄に、該当の項目がない場合は、その他括弧内に記入してください。

2 指示事項の欄は、記入しないでください。

第6号様式(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

浜松市教育委員会 あて

機関等の名称
氏 名

遺 跡 発 見 の 通 知 書

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第97条第1項の規定により通知します。

関係書類

- 1 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
- 2 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(別紙)

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
2 所在地	浜松市		
3 土地所有者	住所		
	氏名等		
4 土地占有者	住所		
	氏名等		
5 発見年月日	年 月 日		
6 発見の事情			
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
8 現状の変更	時期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	理由		
9 出土品 (種類、形状及び数量)			
10 保護措置			
11 参考事項	開発等面積		m ²

協議事項	本発掘調査 工事立会い 慎重工事 その他 ()
------	--------------------------

注 1 1及び7の欄に、該当の項目がない場合は、その他括弧内に記入してください。

2 協議事項の欄は、記入しないでください。

第7号様式(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

浜松市教育委員会 あて

調査主体者又は調査機関

発掘調査結果概要

下記遺跡の発掘調査が終了したので、送付します。

- 1 遺 跡 名
- 2 所 在 地
- 3 開発事業者
- 4 原因・目的 に伴う【試掘・確認調査/本発掘調査】/学術調査
(該当するものに)
- 5 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 調 査 面 積 実掘面積 m^2 (調査対象面積 m^2)
- 7 発掘担当者
- 8 調 査 概 要

時代	主な遺構	主な遺物

- 9 特記事項
- 10 添付図・写真
 - (1) 遺跡全体図
 - (2) 遺跡位置図
 - (3) 発掘調査の状況を示す写真(2~6葉)

発掘調査結果概要の作成について

発掘調査終了後、6か月以内に浜松市教育委員会あて送付する。書式は日本工業規格A3判1枚(二つ折り)又はA4判2枚程度とし、書面とともに調査の結果を示す写真を2～6葉程度添付すること。

なお、原則として1遺跡1通知とする。

(記入の方法)

1. 「遺跡名」及び「所在地」は、発掘通知と一致させ、判読困難なものについては読み仮名をふること。
2. 「所在地」が多数となる場合は、「ほか筆」と記入すること。
3. 「開発事業者」は、開発に伴う発掘調査の場合に記入すること。
4. 「原因・目的」は、開発に伴う場合その内容まで記入すること。なお、【 】内から該当するものに を記入すること。
5. 「期間」は、「年月日～年月日」と記入すること。
6. 「調査面積」は、実掘削面積を記入し、確認調査の場合は調査対象面積及び実掘削面積を併記すること。
7. 「発掘担当者」は、実際に発掘調査を指揮した者の氏名を記入すること。
8. 「調査概要」は、時代を「旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世・その他」に区分し、主な遺構・主な遺物を併記すること。
9. 「特記事項」は、遺跡の性格、取扱い等について記入すること。
10. 「添付図」は、日本工業規格A4判、又はA3判の折込みとし、必ず縮尺を記入すること。
11. 「添付写真」には、主な遺構・主な遺物の写真を含むこと。

第8号様式(第4条関係)

年 月 日

警察署長 様

発見者 住 所

氏 名

埋 蔵 物 の 発 見 届

次の物件を発見したので、遺失物法第4条に基づき現品を添えて提出します。

本品は(1 学術研究、2 著しく多量、3 き損しやすい物件)のため、
で保管したいので、御了承ください。

なお、浜松市教育委員会には別添写しのとおり出土品保管証を提出しております。

物件の名称及び数量	
発見者の住所、職業及び氏名	
発見した土地又は家屋等の所有者の住所、職業及び氏名	
発見の年月日時	
発見の場所	
発見の原因	
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	
備 考	

(注)埋蔵物の状況、数量を示す写真2～3葉を添付すること。

第9号様式（第4条関係）

年 月 日

浜松市教育委員会 へ

保管（代表）者

住 所

氏 名

出 土 品 保 管 証

下記により、出土品を保管（代表）者の負担において、貴教育委員会より指示のあるまで、
当分の間責任をもって保管いたします。

出 土 品 の 名 称 及 び 数 量	
発 見 の 場 所	
発 見 年 月 日	
調査主体者及び発掘担当者 (又 は 発 見 者)	
土地所有者の 氏 名 住 所 連 絡 先	
保 管 場 所 保 管 方 法	
保管責任者の 氏 名 住 所 職 業	

(注) 出土品の状況、数量を示す写真2～3葉を添付すること。